

板橋区保育所地域活動事業費助成要綱

平成21年1月30日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、区長が区内の私立保育所（法第35条第4項の規定により東京都知事から設置の認可を受けた保育所をいう。以下「保育所」という。）において、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する事業にかかる経費を助成することで、地域における子どもと家庭との福祉の向上に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。ただし、他の助成を受ける場合は、本事業の対象としない。

(1) 世代間交流等事業

老人福祉施設・介護保険施設等を訪問し、又はこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。

(2) 異年齢児交流等事業

保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。

(3) 育児講座・育児と仕事両立支援事業

地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。

(助成金額の算定方法)

第3条 この要綱に基づく事業費の助成金額は、前条に規定する事業それぞれの経費の2分の1の額（上限額25万円）を合計した額（この額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。ただし、年度の途中に開設した保育所については開設した日以降に実施した事業により算定し、年度の途中に廃止した保育所については廃止した日までに実施した事業により算定する。

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする保育所の設置者（以下「申請者」という。）は、板橋区保育所地域活動事業費助成金交付申請書（別記第1号様式）を作成し、区長に提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第5条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認め

る場合は交付決定通知書（別記第2号様式）により、不相当と認める場合は不交付決定通知書（別記第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 助成の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定通知書に基づき請求書（別記第4号様式）により区長に助成金を請求するものとする。

（助成金の交付）

第7条 区長は、前条の規定に基づき交付決定者から請求を受けたときはその内容を審査し、相当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

（事業実績報告）

第8条 交付決定者は、事業の実績について別に定める日までに別記第5号様式により区長に報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第9条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、第5条で決定した額を上限として実績に応じて交付すべき助成金の額を確定し、保育所地域活動事業費助成金確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 対象となる事業を中止したとき。
- （2） 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （3） 助成金を他の用途に使用したとき。
- （4） その他区長が不相当と認めたとき。

（返還命令）

第11条 区長は、交付決定者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める既に交付した助成金の額の返還を命ずるものとする。

- （1） 交付の決定を取り消したとき 助成の対象となる事業の当該取消しに係る部分の額
- （2） 第7条により交付された助成額が、第9条により確定された額を超えるとき
その超える部分の額

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 30 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条の規定は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 12 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
申 請 者
申請者職氏名
（施設名 ）

年度板橋区保育所地域活動事業費助成金交付申請書

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額 金 円

2 添付書類

年度板橋区保育所地域活動事業調査書（個別票）別紙 1

事 業 区 分	有・無	各事業の経費合計額	各事業の助成申請額
世代間交流等事業	有・無	円	円
異年齢児交流等事業	有・無	円	円
育児講座・育児と仕事 両立支援事業	有・無	円	円
		合計	円

＊有無欄は、該当する事業区分について○を付すこと。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区保育所地域活動事業費助成金については、下記により交付する。

記

- 1 施設名
- 2 助成金交付決定額
金 円
- 3 助成事業内容

実 施 事 業 項 目	金 額 （ 円 ）
世代間交流事業	
異年齢児交流事業	
育児講座・育児と仕事両立支援事業	

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

不交付決定通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区保育所地域活動事業費助成
金については、下記により不交付とする。

記

1 施設名

2 不交付理由

年 月 日

請 求 書

（宛先）板 橋 区 長

所在地
請求者
請求者職氏名
（施設名 ）

年度板橋区保育所地域活動事業費助成金について、下記により請求します。

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
実 施 者
実施者職氏名
（施設名 ）

年度板橋区保育所地域活動事業費助成金の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円
- 3 要返還額 金 円
- 4 添付書類

年度板橋区保育所地域活動事業報告書（個別票）別紙 1

事 業 区 分	有・無	各事業の経費合計額	各事業の実績報告額
世代間交流等事業	有・無	円	円
異年齢児交流等事業	有・無	円	円
育児講座・育児と仕事 両立支援事業	有・無	円	円
		合計	円

*有無欄は、該当する事業区分について○を付すこと。

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様

板橋区長

年度板橋区保育所地域活動事業費助成金交付額確定通知書

年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、 年度板橋区保育所地域活動事業費助成金については、板橋区保育所地域活動事業費助成要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 助成金確定額 金 円

2 返還額がある場合

板橋区保育所地域活動事業費助成要綱第 9 条に基づき、 年 月 日までに返還するよう命じます。

（1） 助成金確定額 円

（2） 既交付済額 円

（3） 返還額 円